

早期退職時の手数料の取り扱い

採用決定者が入社後、本人の意思により、又は就業規則違反等の本人の責に帰すべき事由により、早期退職した場合には、本所は、求人者から支払われた紹介手数料について、つぎの割合で計算された金額を、求人者に払い戻すこととする。

- 1ヵ月未満で退職した場合…**75%**に相当する額
- 2ヵ月未満で退職した場合…**50%**に相当する額
- 3ヵ月未満で退職した場合…**25%**に相当する額

採用決定者が、専ら求人者の都合により、早期退職をすることとなった場合は、紹介手数料の払い戻しは、行わないものとする。

株式会社 アクサス
代表取締役 前川 稔充